

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 駿忠会の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員等の報酬は、定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり支給する。額については別表とする。

役職	報酬日額（一人当たり）
役員及び評議員	5,000 円

2 ただし、当該法人の運営状況により無報酬とすることができる。

### (補則)

第 4 条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第 5 条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日より適用する